

新潟市教育委員会 平成30年3月 定例会会議録				
日 時	平成30年3月14日(水) 午後3時30分			
場 所	白山浦庁舎5号棟3階 教育会議室1			
教育長	前 田 秀 子			
出席委員 (8名)	佐 藤 久 栄	出席委員	田 中 賢 一	
	齋 藤 洋一郎		渡 邊 節 子	
	沢 野 千英子		山 倉 茂 美	
	伊 藤 裕美子	欠席委員		
	上 田 晋 三			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (20名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	高 居 和 夫	生 涯 学 習 センター所長	今 井 利 司
	教 育 次 長	古 俣 泰 規	中央公民館長	五十嵐 政人
	教育総務課長	山 本 正 雄	中央図書館長	三 保 恵 美 子
	学 務 課 長	川 崎 健	中央図書館 企画管理課長	大 井 夫 美 子
	施 設 課 長	小 関 洋	中央図書館 サービス課長	松 田 玲 子
	保健給食課長	坂 井 玲 子	教育総務課課長 補 佐	竹 田 由 里 子
	地域教育推進 課 長	緒 方 猛	教育総務課係長	灰 野 梢
	学校人事課長	吉 田 隆	教育総務課主査	岡 敬 介
	教育職員課長	浅 間 孝 之	教育総務課主査	山 口 学
	総合教育 センター所長	津 野 治 彦		
	学校支援課長	大 井 隆		
他部署 出席者(1名)	歴史文化課長 藤井 希伊子			

開会	時 刻	午後3時30分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (9件)	議案番号	件 名
	議案第35号	教育財産の用途廃止について
	議案第36号	新潟市教育委員会組織規則の一部改正について
	議案第37号	新潟市教育委員会公印規則の一部改正について
	議案第38号	新潟市教育財産管理規則の一部改正について
	議案第39号	新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について
	議案第40号	新潟市立幼稚園園則の一部改正について
	議案第41号	新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について
	議案第42号	新潟市文化財の指定について
	議案第43号	事務局及び機関の長の人事について
報 告 (4件)	市立幼稚園再編実施計画(素案)について	
	第2次多忙化解消行動計画の策定について	
	平成29年度 全国体力・運動能力, 運動習慣等調査の結果について	
	指導が不適切な教職員に関する委員会報告について	

## 第1 開会宣言

### ○教育長

午後3時30分 開会を宣言する。

それでは、これより、3月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の報道はありません。なお会議中に報道関係者より、委員会の撮影及び録音したい旨の申し出がありましたら、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

では、そのように決定します。

## 会議録署名委員の指名

### ○教育長

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に上田委員及び田中委員を指名します。

## 第2 付議事件

### ○教育長

続いて、日程第2付議事件に入ります。

議案第35号教育財産の用途廃止について、施設課から説明をお願いします。

### ○施設課長

施設課でございます。付議1ページをお開きください。議案第35号教育財産の用途廃止についてでございます。二件でございます。

一件目は、太田小学校についてです。来る4月1日に葛塚東小学校と太田小学校が統合し、統合後は葛塚東小学校の校舎を利用いたします。そのため、太田小学校の土地および建物について同日付で教育財産の用途を廃止するものです。用途廃止する教育財産については、2に記載のとおりです。

続いて2ページをご覧ください。中之口幼稚園についてです。こちらについても、4月1日から保育所型認定こども園として移行いたしますので、教育財産の用途を廃止いたします。4月以降は、行政財産として西蒲区健康福祉課が所管をする予定になっております。

説明は以上でございます。

### ○教育長

ただ今の説明に、ご意見ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

### ○山倉委員

太田小学校についてなのですが、中学校区の教育ミーティングのときに、コミ協の方が小学校がなくなってもこの場所をぜひコミュニティのほうで使いたいということをおっしゃっていたのですが、地域住民の方が実際使うということではできないのでしょうか。

### ○施設課長

こちらについては、文書館としての整備が予定されておりますけれども、地域のほうでも利用を検討していると聞いております。

### ○教育長

ありがとうございます。ほかに、ございますでしょうか。

それでは、議案第35号につきましては、承認するというところでよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次に、議案第36号新潟市教育委員会組織規則の一部改正について、議案第37号新潟市教育委員会公印規則の一部改正について、議

案第 38 号新潟市教育財産管理規則の一部改正については、関連がありますので一括して審議します。教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

教育総務課でございます。議案の説明に入る前に、議案に関わります平成 30 年度の組織改正についてご説明をいたします。

はじめに、教育委員会でございますが、現在、部次長級機関でございます生涯学習センターおよび中央図書館が課長級機関となります。それに伴いまして、現在中央図書館におく二課体制の枠組みも廃止されます。

また、市長部局におきまして、現在課長級機関である文化財センターが補佐級機関となるほか、一部の区におきまして地域課と総務課が統合され地域総務課となります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第 36 号新潟市教育委員会組織規則の一部改正につきましてご説明いたします。付議の 3 ページでございます。当該規則の改正につきましては、今ほどご説明いたしました平成 30 年度の組織改正に伴うものということでございまして、生涯学習センターおよび中央図書館が部次長機関級から課長級機関となることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。付議 4 ページ、5 ページ、こちらが公布文。付議 6 ページから 8 ページが新旧対照表ということでございます。併せて付議 9 ページ、議案第 37 号新潟市教育委員会公印規則の一部改正につきましても同様の理由によるものでございます。こちら付議 10 ページが、公布文。付議 11 ページが新旧対照表となります。

また、付議 12 ページ、議案第 38 号新潟市教育財産管理規則の一部改正につきましても、先ほど申し上げました市長部局における組織改正に伴い所要の改正を行うものでございます。付議 13 ページが交付文、付議 14 ページが新旧対照表ということでございます。

いずれも施行日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日ということでございます。よろしくご審議お願いいたします。

○教育長

ただ今の説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。特にございませんでしょうか。

それでは、議案第 36 号、議案第 37 号および議案第 38 号については承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

次、議案第 39 号新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてと議案第 40 号新潟市立幼稚園園則の一部改正については関連がございますので一括して審議したいと思いますが、現在資料に訂正があり、その準備中ということでございますので、議案第 41 号、42 号を先に審議させていただきたいと思っております。

それでは、次に議案第 41 号新潟市立図書館条例施行規則の一部改正について、中央図書館から説明をいただきます。

○中央図書館  
企画管理課長

中央図書館です。よろしくお願いいたします。

議案第 41 号新潟市立図書館条例施行規則の一部改正についてご説明をいたします。付議 30 ページをご覧ください。改正箇所が三点ありますので、順次改正理由と改正内容についてご説明をいたします。

まず一つ目は、石山図書館および鳥屋野図書館の休館日を変更するものです。石山図書館と鳥屋野図書館は出張所、公民館に併設されており一体的な施設管理のもと運営を行っておりますが、出張所業務の見直しに伴い平成 30 年度より第四日曜日の施設管理者が不在となります。それにより、第四日曜日の図書館の開館ができなくなるため、その日を休館日とし、翌日の月曜日を開館日とするなど必要な規則の改正を行うものです。

二つ目は地区図書室の一部廃止についてです。以前ご説明しましたとおり、地区図書室の利用を促進するために開室時間の拡大や連絡所による予約本受け取りサービスの試行、地域へのPRなどを行ってまいりましたが、それでも利用者の減少が続いているという状況です。そこで、利用が低迷している南浜、赤塚、中野小屋、峰岡および漆山の五つの地区図書室について今年度をもって閉室することとし、それに伴う規則の改正を行うものです。

三つ目は、図書館資料の団体貸出制度の拡大に伴い、申込様式の一部を変更するものです。施行期日は平成 30 年4月1日です。

規則改正の詳細につきましては、付議 32 ページから 37 ページに記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただ今の説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、議案第 41 号について承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定いたします。

では、次に議案第 42 号新潟市文化財の指定について、歴史文化課から説明をお願いします。

○歴史文化課長

歴史文化課でございます。議案第 42 号新潟市文化財の指定についてご説明を申し上げます。付議 38 ページをご覧ください。先月2月の教育委員会定例会で、西蒲区金仙寺の木造聖観音坐像を新潟市文化財指定候補として、新潟市文化財保護審議会に諮問することについてご承認をいただきました。その後、2月 28 日に新潟市文化財保護審議会が開催され、出席委員の全会一致で 39 ページのとおり指定することが適当であるとの答申が出されました。

本日はこの答申を受けまして、木造聖観音坐像を新潟市文化財として指定することについてご審議をいただきたいと思います。木造聖観音坐像の詳細につきましては、2月の定例会でご説明したとおりでございますが、42 ページに総括表を掲載しております。

次の 43 ページには、指定候補物件の価値についてと、指定スケジュールについて記載をさせていただいております。

次の 44 ページには、これまで指定された市の文化財について記載をしております。本日指定されますと、新潟市指定文化財は 262 件となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長

ただ今の説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

○伊藤委員

新潟市文化財になったということで、公開とかそういう、一応非公開と書いてあるのですけれども、その辺地域へこういうものがありましたという機会というものは持つのかどうかという情報お願いします。

○歴史文化課長

常に公開されるようなものではございませんので、今後指定されたことで公開出来る時期とか金仙寺とご相談しながら、機会が持てるように話し合いをし、検討してまいりたいと思っております。

○伊藤委員

ぜひ、そういうふうな、北区でもそういうものに関心を持っていただきたいと思ひます。

○教育長

ほかに、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第 42 号について承認してよろしいでしょうか。そのように決定します。

では、議案第 39 号新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正について、議案第 40 号新潟市立幼稚園園則の一部改正について一括して審議をします。学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

学校支援課です。よろしくお願ひします。資料に誤りがあり大変申しわけございませんでした。今ほど配付したもので説明したいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

では、議案第 39 号新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正についてご説明いたします。新潟市立幼稚園の弾力的な園運営を可能にするため、幼稚園休業日について改正を行うとともに、中之口幼稚園が平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となることに伴ひ、改正を行うこととしました。

また、市立小学校、中学校、特別支援学校において、副主査を事務主任に充てる必要があるため改正を行うことといたしました。差し替えの付議 21 ページをお開きください。新旧対照表でご説明いたしたいと思ひます。付議 21 ページの小中学校の事務長および事務主任の規定する第 25 条の 4 をご覧ください。副主査を加えてあります。

次に、付議 22 ページの幼稚園休業日を規定する第 57 条をご覧ください。休業日について指定機関を削除し、休業日の年間合計を 65 日以内にするなど、小中学校と同様に、第 57 条第 1 項、第 2 項も改正いたします。

付議 23 ページの第 57 条の第 2 項と、付議 24 ページの幼稚園の職

員組織を規定する第 59 条第2号をご覧ください。それぞれの欄から中之口幼稚園の記載を削除いたします。

これまでご説明したことをまとめたものが、付議 16 から 17 ページとなります。施行期日は平成 30 年4月1日になります。公布文は付議 18 ページをご覧ください。

続いて、議案第 40 号市立幼稚園園則の一部改正についてご説明いたします。これにつきましては、最初の資料に戻っていただきたいと思えます。新潟市立学校管理運営に関する規則の一部改正に伴い、幼稚園の休業日に関する規定について改正を行うことにしました。

また、中之口幼稚園が平成 30 年3月 31 日をもって廃止になることにともない、所要の改正を行うことにしました。

付議 27 ページをお開きください。新旧対照表で説明いたします。右側の現行の欄をご覧ください。入園資格、学級編成および定員を規定する第2条をご覧ください。中之口幼稚園の記載を削除することといたします。

続いて、同ページの休業日を規定する第5条をご覧ください。各休業日ごとに指定機関を定める形から、新潟市立学校管理運営に関する規則第 57 条に規定される休業日を参照する形へ改正を行うこととしました。

付議 28 ページから 29 ページをご覧ください。中之口幼稚園の記載を削除いたします。これまでご説明申し上げたことをまとめたものが、付議 25 ページとなります。

施行期日は平成 30 年4月1日です。公布文は、付議 26 ページをご覧ください。以上でございます。

ご審議よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただ今の説明にご意見ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

それでは、議案第 39 号および議案第 40 号について承認してよろしいでしょうか。では、そのように決定します。

それでは、次に議案第 43 号事務局および機関の長の人事については人事案件であることから非公開とし、公開案件終了後、非公開案件として再開して審議したいと思えますが、よろしいでしょうか。では、そのようにいたします。

### 第3 報告

○教育長

続いて、日程第3報告案件に入ります。

はじめに、市立幼稚園再編実施計画(素案)について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、新潟市立幼稚園再編実施計画の素案につきまして、ご説明をいたします。配付いたしました資料につきまして、A3の教育総務課配付資料①と②、それから冊子となっている新潟市立幼稚園再編実施

計画(素案)でございますが、A3の概要版でご説明をいたします。

市立幼稚園の再編につきましては、昨年4月に市立幼稚園の今後の方向性ということで、今後の市立幼稚園の果たすべき役割を明確にしたうえで、今後10年程度をかけて現在の中之口幼稚園を除く10園を半数程度に再編する基本方針の策定をいたしました。

今年度におきまして、右側再編策定スケジュールの平成29年度のスケジュールのところにも記載しておりますけれども、外部識者や幼稚園、保育園関係者等の皆さま方からご検討、報告を行いながら整理をさせていただいております。左側の、A3左の1でございますが、今後の市立幼稚園が担うセンター的役割ということで整理いたしました。

図に記載のとおり、市立幼稚園が担うセンター的役割を通じまして、他の幼児教育施設と相互連携しながら本市の幼児教育の一層の水準向上を目指していきたいと考えております。センター的役割の具体については、3点ほどあげております。(1)、(2)、(3)ということでございまして、一つ目の(1)ということで、先進的幼児教育研究成果の発信、共有と人材育成の拠点園としての役割。(2)ということで二つ目が、幼保小連携推進の拠点園としての役割。三つ目が、特別支援教育推進の拠点園としての役割。この三つの役割を担っていきたいと考えております。

三つのセンター的役割の具体的な取組につきましては、それぞれに(1)(3)に記載しております取組例を参考に実践していきたいと考えてございまして、いずれの取組につきましても、他の幼児教育施設との相互連携を密接に行いながら取り組んでまいります。

次に(2)の再編の考え方についてです。具体の閉園対象園の選定につきましては、充足率や小学校の立地状況、それから施設の老朽化など、7つの観点や所在地の偏りといったことを踏まえまして、総合的に判断して決定していきたいと考えております。現在の各園の状況につきましては、もう一枚のA3横の資料、各園の状況一覧表ということで配付資料②ということでございますが、こちらにつきまして、新年度に入りまして園児数の最新情報といった充足率などを反映させていただきまして、7つの観点から評価を行って、閉園対象候補をまず決定させていただきたいと考えております。

また①、一枚目の資料に戻っていただきたいと思います。右側の3の再編年次計画でございます。こちら2019年から2023年度末までの間に、段階的に5園を閉園することといたしまして、基本方針でお示した当初の計画よりも5年程度前倒しながら、スピード感を持って再編を進めていきたいと考えております。なお、計画間中におきましても、閉園対象の有無に関わらず、個々の園の状況に応じまして計画の柔軟な見直しを行うこととしております。特に、充足率が低い園におきましては、閉園の対象としたいと考えております。

最後に4の再編実施計画策定スケジュールについてでございます。



日にしました。この14日というのは、市役所の職員とも同じ日数となっております。

続いての変更点でございますけれども、6つの視点をご覧いただきたいと思っております。視点②です。作成物や先行実践を有効活用するための仕組みづくりと意識改革。この視点を新たに取り入れました。教育研究の成果が個人や学校内の範囲についてとどまる傾向がありまして、医学研究のように優れた実践を広げ、共有していく必要性が以前からも言われておりました。このことは、教育研究の充実発展と同時に教材研究の時間を縮減していく、そういったことにもつながると考えまして、視点②を新たに取り入れたということでございます。この6つの視点によって、保護者、地域からの理解、協力をいただきながら、学校園と教育委員会の取組を進めていくことにします。

真ん中の左側、学校園の取組ですが、これについては修正点ございません。組織としての挑戦と個の挑戦両面から取り組んでまいります。教育委員会の取組、何か所か加えたところがございます。

視点の②に関わる場所ですが、授業実践や学校運営に役立つコンテンツ等をWebページで共有する、となります。

そして、⑤スクールロイヤーの導入を検討を進めています。

さらに⑦としまして、部活動指導のガイドラインを徹底していくということで、もともと視点の⑤の説明の部分には位置づけておったのですが、地域の取組ということで、ここにしっかりと強調する形で位置づけたということです。概要版の修正点は以上でございます。

続いて、本冊をご覧ください。1ページ目をお開きいたしまして、詳細をご説明する時間がないので、全体のつくりを中心にお話をさせていただきます。

はじめに、行動計画を策定するうえでの理念を1ページ目に、すべての力を合わせて働き方改革をということで示させていただきました。文科省も言っておりますけれども、日本の教育の成果は、世界に誇れる素晴らしいものだ。ただし、このことは、教職員の献身的な努力、長時間勤務に支えられてきたということは事実だ。教育の質を保ちながら、長時間勤務を解消していくことが、今、必要だ。そのためには、すべての力を合わせて、改革を推進していく必要があるということです。

2ページ以降は、大きく四つのブロックに分かれています。四角1の行動計画策定の趣旨。3ページ目には行動計画の方針、4ページ目に目標と行動期間。さらに5ページから10ページに具体的な取組が示されています。

四角1の行動計画策定の趣旨をご覧くださいと、まず背景には、OECDの国際調査や、今年度4月にセンセーショナルに報道されました文科省の勤務実態調査ということを記載しております。

2番目としまして、学校園を取り巻く課題。これは、多忙化の要因とい

ったものを簡単にまとめたものです。指導の困難化、保護者対応の増加、教職員の仕事が多忙化していること。さらに、社会の変化への対応や、新たな学習指導要領への対応などを記載しております。

3ページに、これまでの取組として、この一年間、教育委員会の取組を記載いたしました。出退勤管理システムを導入して実態把握を進めたことや、多忙化解消検討会で、できることからすでに対策を進めていることまでが記載されています。

四角2の方針には大きく四つ示しております。実態をとらえて継続的に取り組んでいくこと。校園長会、PTA、関係団体との連携を進めていくこと。短期、中期、長期の目標を設定していくこと。そして、取組をフォローアップし、継続、発展していくことです。

4ページの目標と行動期間であります。これについては概要版にお示ししたとおりです。

5ページ、行動期間は3年間。これは2021年の3月31日までの3年間としております。

四角4の具体的な取組は、概要版の中央に示した取組の詳細を記載したのになっております。学校園の取組として、(1)にはあらゆる機会を活用して積極的に説明し、理解、協力を得ていく。例えばPTA総会や地域コミュニティの場で説明し、いただいた意見をしっかりと踏まえて縮減策を考えていくこと。

さらに、(1)の②には各自学校単位で多忙化解消のプロジェクトを組織して一人一人の職員のアイデアを生かしていく。そのことで当事者意識を高めて学校全体の活性化につなげていきたいということです。

6ページには、これまでも取り組んでおります一校一取組、この継続について記載しています。ノー残業デーの取組、学校によっては学年単位で取得している事例や、あるいは休暇取得を見える化していく、こんな工夫も大事ではないかということで書かせてもらいました。

7ページをご覧くださいますと、学校園の取組の個の挑戦の部分を記載しております。いくつか、例示も示させていただきました。時間が空くと、先生方はもっと教材研究しようとか、そういうふうに通っていきたくところもあるのですが、むしろ休養をしっかり取ったり、あるいは広い意味では授業に関わるかもしれませんが、何か習い事をしてみたり、あるいは地域活動に参加する、スポーツジムで汗を流す。こういった自分磨きをしていくことで人としての幅を広げることが、教員としての幅も広がっていく、このように考えています。

8ページからは教育委員会の取組です。(3)には、先ほど、作成物先行実践などの共有化のお話をさせていただきましたが、総合教育センターのWeb ページに学校で使えるデジタルコンテンツを公開して、指導案や教材、学習プリントなど授業に使えるデータを提供していく。また、それだけではなく、行事等の計画や地域限定の資料などを掲載するこ

とで、学校運営に関わる部分についての準備にかかる負担軽減も図っていきたいと考えました。

9ページを開いていただきますと、新たに位置づけたスクールロイヤー導入の検討が示されております。これまでも、学校だけで解決することが非常に困難な事案については、弁護士の力をいただいて解決を図ってまいりましたが、もう少し借り物と言ったらいいのでしょうか、重大な状況に至る前のものでも、法的なアドバイスをもとに問題解決にあたることができるようにしたい。そのことで、トラブルを防止し早期解決を図ることで校務効率化、教職員の負担軽減を図っていきたいと、このように考えております。

9, 10 ページには、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員の配置事業、さらには部活等のガイドラインの記載なども載っており、最後 11 ページであります。多忙化解消行動計画の三つの視点を一覽で記載しております。

現在、意見聴取をさせていただいた外部の方がたに、文章チェックをいただいているところで、策定に向けての最終段階に入っております。3月 22 日を目途に各校に配付して、4月の頭には一斉にスタートが切れるようにしていきたい。ほか、ホームページへのアップも検討しているところです。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただ今の説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手お願ひします。

○田中委員

この行動計画、前もっていただいてゆっくりと読ませていただきました。これを読みながら感じたのは、ここに書かれている一言一言が、学校現場の非常にせつない学校教員の思い、そして子どものためにぜひとも頑張りたいというそういう気持ち。非常に丁寧に汲み取っていただきながら、しかし今こういう状況の中で日本全体としても働き方改革が進んでいる。そして新潟市の子どもたちのよりよい未来を築くためには、まずは先生たちの健康が第一なのだ。そういう強い思いが感じられました。とても素晴らしいものを作っていただいたと感心しております。

それにしても、この1ページの一番下を書いてありますように、学校とそれから教育委員会、保護者、地域すべてが協力し合っていく必要がありますし、3ページに書いてありますように、3ページの一番下なのですけれども、この前提として保護者、地域の方がたの理解が必要なはずだということでもあります。ぜひ、学校での地域、保護者への十分な説明はもちろんなのですけれども、また教育委員会としても、ぜひともいろいろな機会を通じて地域の方たちに啓発していくような形で働きかけていただければと思います。

○教育長

ほかに、いかがでしょうか。

○佐藤委員

指標で、年次有給休暇が年間 14 日以上加えたということで、これはいいことだと思うのですけれども、実際現状 10 日くらいだと思いますが、四日増やすとなると、普通考えたら物理的にその分誰かが難儀しなけ

ればいけないとかそういう話になってくると思うのですけれども、増やせ、増やせというだけでなく、何かそれに対しての支援といいますか、対策といいますか、それを講じられているのか、それともこれからしようと思っ  
ていらっしゃるのか、その辺のところ考え方を教えていただけますか。

○学校人事課長

やはり人、マンパワーが、どうしても必要になってくると思うのです。例えば、学年、複数学級あるところだと、お互い隣の学級の先生が支え合うとか、助けてもらうとかということが出来ますが、学年一クラスのところもございますし、そういったところはどうしても教務主任や、学級担任が仮に年休とった場合には教頭や教務主任がサポートしていくということになると思うのです。難しいことですが、今、学校事務支援員、学校の教育委員会の取組にもスクール・サポート・スタッフということで入っていますけれども、最初の年度は小学校大規模校に5人ですが、文部科学省も、これは今年で終わるのではなくて、応援を続けるということで、少しずつそういったものを増やして、休暇をとった先生のサポートができる体制というものを、マンパワーの面からもしっかりと保証していきたいと考えております。

○佐藤委員

分かりました。現状はこうしますというものはないかもしれないけれども、一応考えていらっしゃると思いますので、休んだ方の周りの方が逆に負担を感じてしまうと、またこれも変なことになってしまうから、やはり、人を増やすなり、何かを最初にフォローしておかないといけないかと思  
いますので。課長は異動になりますが、引き継いでいただいて、充実して達成できるような体制を整えていただければと思います。

○教育長

ほかに、ございますでしょうか。

○伊藤委員

5ページの一人一人の教職員のアイデアを生かすシステムを構築と  
ありますけれども、この各学校単位で多忙化解消プロジェクトチームを組織し、チームを中核に取組を進めるということですが、いいアイデアというものが、情報共有というか、どんなふうにも、流れがいいものはどんどん、各学校で共有していく。その流れが見えていないのですが、そういう学校だけでそれぞれでやりなさいというよりは、いいものは情報を共有し合うというような流れもあるのでしょうかという質問なのですが、お聞かせください。

○学校人事課長

ありがとうございます。まず、一人一人のアイデアが、例えばこの学校としての取組に採用されて、それが今度、一校一取組の実践として、6ページの(2)につながっていくこととなりますけれども、そういう形で、ある学校の非常に効果のあった取組というものを全体に広げていく。そういう形でしっかりとフォローアップをしていきたい。このように考えております。

○伊藤委員

分かりました。やはり時間が減るということで、例えばですが、いじめ防止のために、子どもたちの心に寄り添うような調査というか、心のやり取りというものがすごく頻繁にされているか、その辺も凝縮されたり、また

そういう相談機関につながるものをスピーディにして、学校だけで囲いこまないようにするとか。今やっていることをやりながらも、時間だけ減らすのは少し厳しいものもきっとたくさんあるかと思います。

大事なのは、学力の向上やいじめ防止という大事なところが、時間を減らしたために先生方ができなくて本当に悶々とされないように、内容の精査とか、より効果が、地域の皆さんやその他そういう専門の方へのフォローというのでしょうか、やっていることの置き換えができないことには、多分減らすことは厳しかったりするのかという、これを提示されて現場が困ることがないように、心していただければと思うのですが、その辺は大丈夫だと思うのですが、どうでしょうか。

○学校人事課長

8ページの(2)が、学校園への照会文や調査文書量、これまでもやってきましたが、ゼロベースで本当にこれ必要なのかということ、これから各課の発出文書等をしっかりチェックしていく必要があると思っていますし、スクールロイヤーの説明をさせていただきましたけれども、対応困難になる前に、あらゆる相談ができる専門家につないでいけるようなシステムも行っていく。マンパワーというものは、なかなか充実には時間がかかると思いますので、今のような方法をしっかりととっていく。さらに、生徒指導面での効果があると思いますが、8ページ(3)の教育実践、学校運営に役立つ、そういう情報共有の中で、もともと、学校の中で閉じるのではなくて、新潟市の取組としていいものをどんどんと広げていく、そういう環境を作っていきたいと思っています。

○伊藤委員

期待しております。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

○齋藤委員

この多忙化、ようやく国の動きとともに教職員現場というか、こういうふうに取り上げられることになったのですね。今年で終わることではなく、来年度で終わることではなく、申し上げたいのは、先ほど佐藤委員が言われたように有給休暇、私ども立場上有給休暇をちゃんと取ってねと、取ってというチェックをしながら、頼んだ立場でもあったことがあります。これは、なかなか一年、二年では、現場の意識、そんなこと言われても取れないということが、一年、二年と蓄積されるのではなくて、逆に、少しずつ現場の校長先生なら校長先生、現場の仲間、そしてもう一つは、周りの教職員を取り巻く社会環境、そういったものを蓄積しながら、少しずつ着実に実行されるという言い方はおかしいですけれども、この方向に向かって、よりよい教育を児童生徒が受けられる環境に向かっていていただきたいと思います。両方、現場もそして周りも同じような意識を常に持ち続けないと、なかなかうまく進んでいかないのではないかな。もちろん、そういうことでこれから進めていかれることと思いますけれども、どうぞ一つよろしく願いいたします。

○学校人事課長

ありがとうございます。

○教育長

ほかにも、ございますでしょうか。

○学校人事課長 一ついいですか。今、齋藤委員もおっしゃったとおり、なにか教育委員会からの押しつけという受け止めがされたときには、決して改革には進んでいかないと、私どもも感じているところです。早くパソコンを閉じて家に持ち帰って仕事をしようということでは全く意味をなしませんので、やはり学校の困り感としっかり寄り添いながら、少しずつ少しずつ改善を進めていくという姿勢が大事かと思っています。

また、保護者の理解・協力ですけれども、先日の土曜日ですか、市P連の理事会がございまして、市P連会長から、ぜひその概要をご説明してもらえないかということで、第一弾、協力のお願ひに行っていました。大変、真剣にお聞きいただいて、今後、それぞれ単Pのほうに下りて、各学校で何ができるだろうかと考えていただける、そういう環境になればよいと思っています。以上です。

○教育長 それでは、以上でよろしいでしょうか。では、次に平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、学校支援課から願ひします。

○学校支援課長 学校支援課です。それでは、本冊3ページをお開きください。平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査についての報告です。この調査については、小学校は5年生、中学校は2年生が対象になっておりまして、実技に関する調査は、そこに書いてある8種目が対象となっております。

報告の4ページをお開きください。それでは、順次学年順に報告をしたいと思います。

最初、報告4ページは、小学校5年男子の結果です。左下、実技調査T得点というものが書いてありますが、それをご覧ください。T得点とは、全国平均を50としたときに、新潟市はどのような位置にあるかということを表したものです。T得点、聞き慣れないのですけれども、これは標準偏差と同じような考え方で、運動なので違う方法で少しとっているのです。T得点という形で出されております。ご覧いただくと分かりますように、すべての項目と山が、ソフトボール投げが男子ではやはり少し劣っている。例年の傾向ですけれども、ボール投げはなかなか全国平均まで到達しないと。それ以外については、全国平均をかなり上回っております。政令市ではトップの状況だということです。

続きまして、報告5ページが女子になります。女子も、やはりソフトボール投げが若干ですが全国平均に及んでいないが、あとほかの種目については平均を上回っているという状況で、これは全国、政令市ではトップの方の成績になります。

報告6ページになりますが、報告6ページは経年変化となります。過去3年間の状況を表しております。小学校をご覧いただくと、昨年度少し上がったのですけれども、今年度は全般的には下がっている傾向が見られまして、この辺についてどうしてなのかという分析は、まだ十分分か

っていないところなのですけれども、今後、これらの状況を学校現場に伝えながら、維持できるような形で支援していきたいと思っております。

続きまして、中学校です。中学校男子2年生になります。同じく、左下の実技調査のT得点をご覧ください。中学校男子の場合はすべての方法に渡って全国平均をかなり上回っておりまして、政令市でもトップの成績をとっております。

次、報告8ページ。中学校2年女子になります。女子も同様に、すべての項目で全国平均の上回り、これも大変いい成績になっております。

報告9ページ、これが経年変化3年間の状況ですけれども、中学校は全般的に毎年上昇傾向にあるということで、大変いい方向かと思っております。

報告10ページ、11ページですが、10ページは小学校5年生の運動時間の状況です。棒グラフのほうが新潟市で、点で表されているほうが全国のものであります。見ていただくと分かるのですけれども、概ね全国と同じ傾向であるということがいえるかと思えます。小学校の方は、やらない方が順番に、少し山が前にある、あとはずっとなだらかに下がっていくという状況になります。

報告11ページ、中学校ですが、これにつきましては、そこにあるとおり、二こぶ状況になっているということです。これ、運動部活動も入っておりますので、運動部に入っている子たちは、やはりかなりの時間運動しているのですが、一方、そういうものにふれない子どもたちは全くしないという状況で、二極化のような状況になっております。これは、同じようなことは、新潟市だけではなく全国的な傾向ですので、いかに運動の機会を設定するかというのが課題かととらえています。

以上になりますが、学校現場のほうは、それぞれ課題を十分に承知しておりますので、今後もそれら課題のあるところを解決していくようにしてまいりたいと思えます。よろしくお願ひします。

○教育長

ただ今の説明にご意見、ご質問等ございましたら挙手お願ひします。

○伊藤委員

中学校では、それぞれいいということですが、やはり振り返ると小学校時代、体力を増進しようと、小学校時代にご指導を一生懸命やっていた人たちでもあるのではないかとも思えます。

そして、年々増えているということで、やはり運動の仕方がいいという、指導の良さというのは、やはり上昇傾向が継続できるのかというふうに、専門家ではないのですが、積み重ねの大事さというのを一般的生涯スポーツというものに大きくなってもつながっていくように、運動の楽しさ、11ページでは二こぶ状態だということですが、部活動で一生懸命やっている人もいるし、あまりしていない人にはその影響の楽しさを伝えるというようなことをしていく。大人になるまででもいいのですが、そういうことは可能かと思えますので、そういう意味では、運動のご指導という意味では数字でいいものが出ているのではないかと、四年間見てきたので

すが、一生懸命指導すると結果がきちんと時間は経つのだが表れるということではないかと思えます。

○教育長

ほかに、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に指導が不適切な教職員に関する委員会報告につきましては、人事案件であることから非公開としたいと思えますが、ご異議ございませんでしょうか。

それでは、公開案件の終了後、非公開案件として再開し報告いたします。

続きまして、日程第4、次回日程について、教育総務課から願います。

#### 第4 次回日程

○教育総務課長

次回日程でございます。4月につきましては、4月18日(水)午後3時30分から。5月につきましては、5月25日(金)午後3時30分から定例会を予定しております。

以上でございます。

#### 第5 退任委員あいさつ

○教育長

それではここで、今定例会が最後となります齋藤委員と伊藤委員から、それぞれ、ご退任のご挨拶をいただきたいと思えます。最初に齋藤委員、お願いいたします。

○齋藤委員

齋藤でございます。8年間お世話になりました。8年と言いますとやはり長いなど。大変失礼ですが、私がお邪魔したのは、前田教育長が総務課長のときでしたので、8年の年月を感じることができます。

委員会の方にご苦勞をかけ、不適切な発言もあって、委員の皆さまあるいは担当課長の皆さまには、ご迷惑かけたことを、重々ここでお詫びをしておきます。

私自身、教育の経験も全くなくて、この教育委員を拝命しました。そういった意味もあって、教育そのものの現状とかそういったものを、教育委員を通じて非常に8年間で学ばせていただいた。それともう一つは、行政はこういうふうに進んでいくのだな、物事はこういう形で、会議で決まっていくのだということを、ずっとマスコミにいましたので全く分からない世界を、ある意味では本当に、個人的ではありますが8年間いい勉強をさせていただきました。本当にありがとうございました。

これからは、一市民として厳しいモニターで、ホームページを毎月拝見いたしますので、委員の皆さま、また関係部署の皆さま、今後とも新潟のよりよい教育に向かってお力をお貸しいただければありがたいと思っております。重ねて、8年間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○教育長

ありがとうございました。それでは、伊藤委員お願いします。

○伊藤委員

4年間、大変お世話になりました。教育の専門家ではないのですが、地域の保護者から地域の人ということで、活動する中で振り返ってみま

すと、自分がこれからも学んでいこうという原動力になった四年間のような気がします。学べば学ぶほどさらに楽しくなったり、いろいろな出会いがあったり、そういう勇気をというか、いや勇気というほどのものではないのですが、またそういう意欲が沸いたという4年間だったと思います。

個人的には、一昨年でしょうか、自分の家族が相次いで入院して手術とか、そういうのがとても重なって、任期が満たされないのではないのかと、個人的には密かにいろいろなことをやっているのですが、どれも全うできないのではというときも実際ありましたけれども、夜の桜とか、そういうものに励まされたり、また、ご一緒に担当された齋藤委員や職員の皆さまもそうですが、尽力しながらも、また家族や地域を支えているお姿になんか励まされて、くじけずやれる、一步一步やってこようと思ったらなんとか満期を迎えましたみたいな。利息はないのですが、私の心の中にたくさん増えたものが温かく積み重なったのではないかと思います。

皆さまへいろいろお世話になったり、教えていただくことばかりでしたが、今日は御礼の日ということで、心から、このくらいしか下げませんがもうすごい一階までいくくらいの気持ちで頭を下げさせていただきます。本当にありがとうございました。

これからもまた、私は優しいモニターとして心から応援したり、やれることを、今、プラマイゼロでちょうどいい相方だったのではないかなんて、楽しくも地域のいろいろな刺激をいただいて帰ってきたのですが、優しい市民としてまた楽しく活動できたらと思います。ありがとうございました。

## 第6 非公開案件審議・報告

○教育長                   これより定例会を非公開といたします。傍聴人・報道はご退席ください。事務局は引き続き、全員同席ください。

(非公開案件審議・報告)

議案第43号 事務局及び機関の長の人事 について審議 → 承認

報告 指導が不適切な教職員に関する委員会報告 について報告

## 第7 定例会閉会

○教育長                   以上で定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員